

三戸地区クリーンセンター外運転管理業務

発注仕様書

(債務負担行為設定)

平成30年11月

三戸地区環境整備事務組合

一 般 仕 様 書

第 1 章 総 則

(一般事項)

第 1 条 業務名、履行場所及び履行期間は、次のとおりである。

- (1) 業務名 三戸地区クリーンセンター外運転管理業務
(債務負担行為設定)
- (2) 業務場所 青森県三戸郡三戸町大字斗内字上高間館 2 3
三戸地区クリーンセンターの敷地内及び搬出物指定先
- (3) 契約期間 契約締結日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

契約の内訳

準備期間：契約締結日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで（業務習熟期間）

業務期間：平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

(目的)

第 2 条 本仕様書は、三戸地区環境整備事務組合（以下「甲」という。）が設置した三戸地区クリーンセンター可燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、三戸地区不燃物理立最終処分場及びその他関連施設等（以下「施設」という。）での運転管理業務（以下「業務」という。）を安全かつ適正に遂行するため、必要な事項を定めるものである。

(業務の範囲)

第 3 条 業務の範囲は、特記仕様書に掲げる委託業務及びこれらに付随する一切の業務とする。

(業務の履行)

第 4 条 受託者（以下「乙」という。）は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識して、施設の業務を円滑に行うとともに、施設の機能を十分に発揮できるよう契約書、仕様書、特記仕様書、その他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

2 乙は、従事者、下請業者、外部委託等はできうる限り、甲の地元の者を使用すること。

(業務管理)

第 5 条 乙は、機器の管理にあたっては、施設の性能を十分に発揮させるよう効率的かつ経済的な管理を行うこと。

2 乙は、施設の業務管理にあたっては、公害防止関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び特記仕様書に定める公害防止基準を遵守すること。

(総括責任者等の選任)

第 6 条 乙は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者（以下「従事者」という。）を配置し、従事者の中から、施設の円滑な業務の総括的な責任を担うため、総括責任者を選任し、甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項により選任された総括責任者が、病気その他の理由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに統括責任者を選任すること。

(総括責任者の職務及び知識経験等)

第7条 総括責任者の職務及び必要な知識経験等は、次のとおりとする。

- (1) 総括責任者は、業務の総括者としての十分な知識、経験を有し、施設に常駐し甲の指示に従い、現場の総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。
- (2) 総括責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めること。
- (3) 総括責任者は、施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、甲に報告し、その指示を受けるものとする

(労務管理)

第8条 乙は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法令を遵守すること。
- (2) 従事者の業務にあたっては、労働安全衛生関係法令及び廃棄物処理法等に基づく作業主任者、取扱責任者等を適切に配置し、作業の安全を第一として、作業効率・作業能率の向上に努めること。
- (3) 乙は、従事者の労務管理・人事管理上の一切の責任を負うものとする。

(教育・訓練等)

第9条 乙は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、従事者に必要な指導、教育、訓練等を行うこと。

- 2 乙は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、従事者に適切な指導教育を行うこと。

(緊急事態発生の対応)

第10条 乙は、地震、台風等の災害時及び火災等の緊急事態の発生に備え、従事者を非常招集できる体制を確立しておくこと。

- 2 乙は、緊急事態が発生した場合には、直ちに従事者を所定の場所に配置し適切な対応を講ずるとともに、速やかに甲に通報すること。
- 3 乙は、緊急事態発生時の対応措置について、甲に書面で速やかに報告すること。
- 4 乙は、緊急事態が発生した場合には、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させるなど、二次災害の防止に努めること。

(秘密等の保持)

第11条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、業務の契約満了後も同様とする。

(関係法令の順守)

第12条 乙は、業務の履行にあたっては関係法令を遵守すること。

(契約終了時の業務引継)

第13条 乙は、契約の完了する日までのうち、甲が必要と認める時期において、次期業務受託者等、甲が指定する者への業務の引継ぎを行わなければならない。また、甲が指定する者への業務引継ぎは、引継書及び現地指導によるものとし、引継書の内容については、甲の承認を得なければならない。

(業務履行の監視)

第 14 条 甲は、乙により実施される業務状況について必要な監視を行い、施設の運転管理の方法について協議し、必要に応じて運転計画書等を現状に即した内容に改定するよう求めることができる。この場合、履行状況の監視は、施設に備えられた測定機器により得られる諸データ及び乙から提出される各種報告書により行う。また、甲は、必要に応じ、自らの負担において施設に係る調査を行うことができる。

(損害の賠償)

第 15 条 乙は、業務の遂行中に故意又は過失により、甲の建物、工作物、その他の備品等を破損又は滅失させた時、或いは、第三者へ対物、対人の損害を及ぼした場合、その損害を補償すること。

2 乙は、前号に掲げる事故等が発生した場合は、速やかに甲に報告し指示を受けること。

(業務不履行時の処理)

第 16 条 乙の行う業務が、甲の求める基準を満たしていないと認められる場合は、甲は乙に対して改善の指示を行うことができる。

2 甲は、乙が前項の指示に従わない時、契約の解除又は期間を定めて業務の停止を命じる事ができる。

(疑義)

第 17 条 乙は、本業務の実施にあたり、仕様書に明記されていない細部の事項及び業務遂行中に疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議を行い、問題の解決を図らなければならない。

第 2 章 業務要領

(機器管理)

第 18 条 乙は、施設の機器管理にあたっては機器取扱説明書、操作説明書に基づいて、適正にその業務を履行すること。

2 乙は、甲の実施する工事等に伴い、業務計画、管理方法の変更が必要な場合には、甲と協議して変更すること。

3 甲により、施設の停止及び運転等の指示があった場合は、速やかにその体制をとること。

(保守点検)

第 19 条 乙は、施設の保守管理に注意を払い、保守点検作業は、特記仕様書に基づいて実施すること。

2 乙は、予備の機材、部品等の整理・整頓に心掛け、適正保管・管理を行うこと。なお、貸与された用具類、工具類及び機器等を紛失した場合は、乙が責任をもって補充すること。

(安全・衛生)

第 20 条 業務の実施にあたり、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法、労働者災害補償保険法、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、消防法等の法律及びその他関係法規を遵守し安全、衛生に努めること。

(火災の防止)

第 21 条 乙は、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めること。

(盗難の防止)

第 22 条 乙は、現場における設備機器、備品工具等の盗難、及び不法侵入者の防止に努めること。

(清掃・整理整頓)

第 23 条 乙は、業務場所（作業員控室等含む）を適宜清掃（除草等含む）するとともに、不要な物品等は整理整頓し清潔に努めること。

(修繕等)

第 24 条 乙は、日常保守点検時にて発見した不良個所や故障発生個所を、備付工具、補修材料等を用い甲の承諾を得て修繕すること。ただし、緊急を要する場合には、速やかに適切な措置を講じるとともに、直ちにその状況を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 業務の履行上、乙の故意又は過失に起因して、施設、設備等に故障、破損、事故等が発生した場合は、直ちにその状況を甲に報告するとともに、すべて乙の責任において処理すること。

(報告書等)

第 25 条 乙は、特記仕様書に基づき、日報、月報、年報、各種報告書等を作成し、日報については翌日に、各種報告書等については指定された期日までに甲に提出すること。

第 3 章 管理費用範囲

(支給・貸与物件等)

第 26 条 乙が、業務履行のため必要とする物件で、甲が支給及び貸与する物件等は、次のとおりとする。

(1) 支給物件

- ① 電気、水道、ガス
- ② 各種薬剤、燃料及び油脂類
- ③ 予備品、消耗品及び補修材料
- ④ 清掃用消耗品

(2) 貸与物件

- ① 構内電話設備、拡声設備
- ② 事務備品（机・椅子・ロッカー類）
- ③ 保守点検用具・備付工具・工作用機器・草刈機
- ④ 図書類（施工図・取扱説明書・運転説明書等）
- ⑤ 車両等（フォークリフト・ホイールローダー・タイヤショベル・自走式破碎機等）
- ⑥ その他甲が必要と認める物

(3) 施設及び附帯設備等の使用

業務遂行に必要な施設等

2 乙は、貸与物件のリストを作成し、甲に提出すること。

3 甲は、支給物件等の使用状況について、必要に応じて乙に報告を求めることができる。

- 4 乙は、これらの物件等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理、使用するとともに、効率的かつ経済的に使用しなければならない。
- 5 乙は、これらの物件等の紛失、損傷等または物件の不適切な使用があった場合には、乙の責任において補充し、若しくは現状復旧しなければならない。

(乙の費用負担)

第 27 条 次の費用及び物件は、乙の負担とする。

- (1) 従事者の給料、手当、福利厚生費等の人件費及び損害賠償責任保険費用
- (2) 従事者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット及び各種安全用具等の物件
- (3) 運搬用車両及び整地用車両
- (4) 運搬用車両及び整地用車両の燃料を含むすべての経費
- (5) 業務に必要な事務用消耗品、通信運搬費、事務用備品等
- (6) 業務に必要な外線電話の設備及び維持費
- (7) 甲が支給し、貸与する物件以外のその他の業務に必要な費用
- (8) 業務の引継に必要な費用
- (9) 貸与車両の燃料

特記仕様書

(業務の概要)

第1条 業務の概要は次のとおりである。

- (1) 業務名
三戸地区クリーンセンター外運転管理業務
- (2) 契約期間
契約締結日から平成34年3月31日まで
契約の内訳
準備期間：契約締結日から平成31年3月31日まで（業務習熟期間）
業務期間：平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
- (3) 契約方法
平成31年度から平成33年度までの債務負担行為を設定します。
- (4) 業務習熟期間（一次体制）
契約締結日から平成31年3月31日までのについては業務習熟期間とし、債務の発生はないものとします。
※（注1）業務期間へ遺漏なく移行するための十分な習熟体制をとること。
※（注2）現ごみ処理施設運転管理業務及び受入監視業務受託従事者とともに従事するものとする。
- (5) 業務履行場所
青森県三戸郡三戸町大字斗内字上高間館23
三戸地区クリーンセンターの敷地内及び搬出物指定先
青森県三戸郡田子町大字田子字釜淵平地内
三戸地区不燃物埋立最終処分場

(業務の範囲)

第2条 業務の範囲は、次のとおりである。

- (1) 作業計画書の作成
作業計画書は、甲が提供する過去3年間の搬入実績及び処理実績等に基づき作成すること。
- (2) 次に掲げる業務の運転操作、保守点検（日常、月例等）、保全整備、測定記録等
 - ① 受入監視業務（別紙1）
 - ② ごみ焼却処理施設運転管理業務（別紙2）
 - ③ 粗大ごみ処理施設運転業務（別紙7）
 - ④ 三戸地区不燃物埋立最終処分場運転業務（別紙8）
- (3) 次に掲げる車両は貸与する。ただし、仕様内容以外では使用しないこと。
 - ① 自走式破碎機
 - ② タイヤショベル
 - ③ ホイールローダー
 - ④ フォークリフト
- (4) 施設の管理
 - ① 施設の火災防止及び盗難防止の監視業務
 - ② 退出時の施錠、機械警備セット及び出入口門扉の閉鎖
- (5) 施設の美観維持、清掃、整頓
 - ① 装置、設備、工場棟各室内、廊下及び乙が使用する部屋等の清掃

- ② 物品等の整理整頓
- ③ 運転日誌等帳票類の整理整頓
- (6) 薬剤、消耗品類、貸与物件等の管理
 - ① 消石灰の管理、報告（発注依頼）、受入立会
 - ② 灯油の管理、報告（発注依頼）、受入立会
 - ③ 消耗品類、油脂類の管理、報告（発注依頼）、受入立会
 - ④ 貸与物件の管理

(7) ごみ搬入受入

ごみの搬入受入日は、原則として月曜日から土曜日とし、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日までは受入を行わない。（ただし、甲が定めた臨時受入日を除く。）

受入時間は、8：30～16：15とする。（ただし、臨時受入日は甲が定めた受入時間帯とする。）

（従事者の届出等）

第3条 乙は、従事者となる者の氏名、年齢、資格とそれを証明する書類を提出すること。

（有資格者等の配置）

第4条 乙は、次の資格を有する者及び運転に必要な知識及び実務経験者を配置し、必要な作業主任者、取扱責任者を選任し届けること。

- (1) クレーン運転業務特別教育修了者
 - (2) 危険物取扱者（乙種第4類）
 - (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - (4) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者
 - (5) フォークリフト運転技能講習修了者
 - (6) 安全衛生規則第592条の7に基づくダイオキシン類特別教育修了者
 - (7) ごみ処理施設技術管理士
 - (8) 破砕・リサイクル施設技術管理士
（平成12年度以前にごみ処理施設技術管理士取得者を含む。）
 - (9) 最終処分場技術管理士
 - (10) その他業務の履行上法令で定められている資格者
- 2 前項各号に掲げる資格については、複合資格者を認める。
- 3 資格取得については業務開始日から6ヶ月以内に取得することを条件に可能とする。

（保全の職務）

第5条 乙は突発的に発生する故障で、部品交換及び簡易な修繕については甲に報告の上、実施すること。

- 2 乙は、甲が行う施設の修繕工事等には、工程及び内容を十分把握して、積極的に作業中の立合いを行い、完成後の試運転等に立会うこと。

（従事者の交代）

第6条 乙は、従事者の変更が必要なときは、事前に有資格者証の写しを添えて甲に提出し、承諾を受けるものとする。

- 2 乙の従事者が交代するときは、十分な実務引継ぎ期間をもって交代するものとする。
- 3 従事者で、甲が不適格と認められた者については、甲と乙で協議のうえ交代させることができる。

(従事者の服装)

第7条 乙は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ。名札等により従事者であることを明らかにすること。

2 従事者は、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、防塵マスク、名札、作業服、作業靴（安全靴）等を使用し又は着用すること。

(完成図書、工具等の貸与)

第8条 乙は、業務履行上必要と認めた完成図書、特殊工具、及び刈り払い機その他貸与品については台帳を作成し、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 貸与品を損傷、または紛失した場合には、乙がこれを弁償する。

第2章 業務内容

(業務内容)

第9条 業務内容については、次のとおりとする。

(1) 適用範囲

本作業内容は、一般的なものについて定めるものであり、本業務内容に明記なき事項であっても、施設の良い業務を維持するために、必要な事項について甲、乙協議のうえ必要な措置を講じること。

(2) 管理

業務において、責任者等を選出し、あらゆる状態において甲に報告の上、対処すること。また、業務に関する従事者の管理監督については、乙がすべての責任を負うものとする。

(3) 安全衛生

業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき従事者の安全と健康を確保するよう努めること。

(4) 作業計画

業務に関する作業を行うに当たっては、年間、月間及び週間作業計画を立案し、甲の承諾を受けるものとする。特に点検整備については、あらかじめ作業計画を立案し、工程、内容等を甲と十分に協議して決定するものとする。

(5) 施設の業務に関する作業

作業計画書、機器取扱説明書及び操作説明書等に基づき、各種施設の作業を実施すること。

(業務日及び勤務時間)

第10条 業務日及び勤務時間については次のとおりとする。

(1) 業務日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日及び12月29日から翌年1月3日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）に掲げる日以外の日とする。ただし、業務日以外で臨時に搬入受入などがあり業務を行う必要がある場合は、甲と協議すること。

(2) 勤務時間

業務内容に応じ乙が勤務割を作成し、甲に提出するものとする。

(3) 時間外勤務

乙は、定期補修工事時（片炉停止期間 2 週間、計 4 週間）や時期的ごみ搬入量増加時期（年末年始、ゴールデンウィーク、お盆等）に合わせて時間外勤務等を実施し、ごみ搬入に支障の無い状態を保つこと。（平成 29 年度実績計 550 時間）

(4) 業務時間以外、災害、停電の緊急出動

停電、災害等（組合災害時対応マニュアルによる）又は、業務時間以外で施設の異常を知らせる連絡があったときはただちに出動し、その被害状況を速やかに甲に報告すること。軽微な施設の異常、停電等については、速やかに復旧作業に努めること。

(5) 地震時の緊急出動

業務日以外及び業務時間以外に震度 4 以上の地震が発生したとき（組合災害時対応マニュアルによる）は、すみやかに出動し二次災害のおそれがないことを確認のうえ施設の被害状況を確認し、甲に報告すること。

（負担区分）

第 11 条 業務に関する負担区分は、次のとおりとする。

(1) 甲が負担するものは、次のとおりとする。

- ① 予備品及び機器用消耗部品
- ② 修繕費（乙の故意または過失による故障を除く）
- ③ 貸与車両の維持費（燃料費は除く）
- ④ 電気、水道、ガス料金
- ⑤ 清掃用消耗品

(2) 乙が負担するものは、次のとおりとする。

- ① 乙が使用する備品、事務用品及び、消耗品等
- ② 貸与車両用燃料（ホイールローダ・フォークリフト）
- ③ 使用する暖房機器用燃料
- ④ 必要な安全対策器具類
- ⑤ その他業務遂行に必要な費用

第 3 章 書類及び帳簿

（提出書類）

第 12 条 乙は、業務の着手までに、次の書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務総括責任者選任届
- (3) 従事者履歴書
- (4) 資格取得者名簿
- (5) 緊急連絡体制表
- (6) 作業員控室等使用願
- (7) 車両等の賃貸借契約書
- (8) その他、甲が要求する書類

2 乙は、事前に掲げた提出書類の記載事項を変更しようとするときは、甲に変更届出書等を提出すること。

3 緊急又は特別な事項で第 1 項第 3 号の従事者名簿以外の者が従事する場合は、事前に届け出すこと。

4 契約期間が満了したときは、速やかに完了届を提出しなければならない

(業務報告)

第 13 条 乙は、業務実績を明らかにするため、業務日報により毎日報告しなければならない。
また、月間管理実績、点検整備、小修理、支給品使用状況、故障事故等の各報告及び甲が
要求した業務の報告書を正確に遅滞なく提出しなければならない。

(作業計画等)

第 14 条 乙は、毎月末までに翌月の作業計画、機器の整備点検計画（以下「作業計画という。」）
を立て、甲と協議しなければならない。
2 機器の作業計画は、甲が定める機器の整備点検基準に準拠しなければならない。
3 乙は、甲と協議して決定した作業計画に従い、誠実にその業務を履行しなければならない。

(業務打ち合わせ記録簿等)

第 15 条 乙は、業務遂行上の打ち合わせ及び指示事項並びに必要な連絡事項については、業務打
ち合わせ記録簿にその要旨、年月日、時刻、出席者及び指示者並びに記載者の氏名を記載して
おかなければならない。

第 4 章 特記事項

(業務委託料の支払方法)

第 16 条 業務委託料の支払いについては、契約金額を 3 ヶ年で除した年額を 12 ヶ月で除した金
額を支払ものとする。
2 年額を 12 ヶ月で除した金額に端数が出た場合は、その年度内の最終月の業務委託料で調整の
上、支払うものとする。
3 乙は、業務月報を甲に提出し、甲はこれを確認した後、乙からの月額業務委託料の請求書
の受理後 30 日以内に甲は業務委託料を支払うものとする。

(定めのない事項)

第 17 条 この仕様書の内容に疑義が生じたとき、又は仕様書に定めがない事項が発生した時は、
甲乙協議の上定めるものとする。
2 乙は、業務上必要な事項については、この仕様書に明記していない事項であっても、甲の指
示のもとに実施すること。

受入監視業務内容書

1 業務内容

- (1) 計量作業
- (2) ごみ量等の集計
- (3) ごみ処理手数料の代理徴収
- (4) 搬入者への受入監視、誘導等業務
- (5) 切断機による不燃粗大ごみ切断作業
- (6) 小型家電選別保管作業
- (7) 粗大ごみ分別、解体作業
- (8) クリーンセンター外周及び資源物選別保管施設の外周の草刈
- (9) プラットホーム内において緊急な事態が発生した場合の処置対応業務
- (10) その他施設運営に必要な業務

2 ごみ処理手数料の納付方法

- (1) 三戸地区環境整備事務組合手数料条例第2条第1項第1号に定めるごみ処理手数料を同条例第4条第1項第1号に定めにより代理徴収するものとする。
- (2) 上記で代理徴収したごみ処理手数料金は、徴収した翌月10日までに乙の負担により甲の指定した銀行口座に振込むものとする。

3 報告書

- (1) 乙は、業務実績を明らかにするため、業務日報（搬入受入日報、トラックスケール日報、計量記録日報、納付書）により毎日報告しなければならない。
また、月間管理実績、点検整備、小修理、支給品使用状況、故障事故等の各報告及び甲が要求した業務の報告書を正確に遅滞なく提出しなければならない。

4 支給品

計量に係る検量書、納付書領収書は甲が作成し支給する。

5 その他

この受入監視業務内容に明記のない事項でも一般仕様書、特記仕様書及び他の業務内容書に定めのあるものについては、それを適応する。

ごみ焼却処理施設運転管理業務内容書

1 業務内容

- (1) 焼却施設の運転管理
- (2) 焼却残渣及び破碎残渣の運搬
- (3) 可燃粗大ごみの破碎及び破碎物の運搬
- (4) 粗大ごみ処理施設から排出する破碎残渣（ガレキ）の運搬
- (5) 最終処分場の整地及び草刈り
- (6) 三戸地区クリーンセンター場内の除雪
- (7) 炉内等清掃（別紙3による）
- (8) バグフィルター、有害ガス除去装置の点検整備（別紙4による）
- (9) 煙突点検（別紙5による）

2 運転管理する施設概要

- (1) 施設名
三戸地区クリーンセンター 可燃ごみ処理施設
- (2) 施設概要

施設規模	30 t / 16 h × 2 炉 計 60 t / 日
処理方式	ストーカ炉
受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼設備	ストーカ方式
燃焼ガス冷却設備	水噴射式
排ガス処理設備	有害ガス除去装置+バグフィルター
排水処理設備	場内循環使用無放流方式
余熱利用設備	場内給湯及び暖房
通風設備	平衡通風方式
焼却灰出設備	焼却灰：ピット&クレーン方式
飛灰出設備	フレキシブルコンテナバッグ保管方式
- (3) 運転条件及び公害防止基準
別紙6による

3 保全の職務

保全整備班長及び保全員（以下「保全整備担当者」という。）は、設備の各種点検を専門的立場で継続して行い、甲が行う整備計画書作成のための資料として整理すること。

- (1) 保全整備担当者は、甲が行う施設の修繕工事等には、工程及び内容を十分把握して、打合せ等に参加し、また、積極的に作業中の立会いを行い、完成後の試運転に立会うこと。
- (2) 保全整備担当者は、運転引継打合せ等に参加し、運転状況について把握するとともに、不具合事項についての調査、修繕等の対応を行うこと。
- (3) 保全整備担当者は、法定点検など、施設運営に必要不可欠な事項及び整備計画の実施に関する記録、整理をすること。
- (4) 保全整備担当者は、整備計画書に含まれない機器整備について、状況変化を見極め、整備の必要性の判断を行い、定期的な保全整備を実施すること。

- (5) 保全整備担当者は、突発的な故障が発生した場合は、部品交換及び軽易な修繕を実施すること。
- (6) 保全整備担当者は、休炉期間における炉及び関連機器の保守は、休炉作業計画書を作成し、甲の承諾を受け実施すること。

4 安全衛生

業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき従事者の安全と健康を確保するよう努めること。特に次の作業については、安全対策要領書等を作成し、十分な安全に留意すること。

- ア 酸素欠乏及び有ガス発生場所における作業
- イ 薬剤等の取扱作業
- ウ 高所作業
- エ 電気作業
- オ 高温、高圧作業
- カ 粉塵等の発生場所における作業
- キ 回転機械の取り扱い作業

5 焼却施設の運転管理の業務内容は次のとおりとする。

(1) 施設の運転に関する作業

- ア 運転計画書、機器取扱説明書及び操作説明書に基づく各種設備の運転操作
- イ 各機器の運転周期に伴う切替え運転及び試運転
- ウ 機器停止期間中の点検整備、清掃及び各種保安装置等の運転試験

(2) 業務に関する機器及び装置に共通する作業の内容は次のとおりとする。

- ア 機器、装置、操作盤及び装置廻り床、各水槽（甲が指定したものを除く。）、排水溝等の清掃
- イ プラント設備全体の整理・整頓・清掃・清潔作業
- ウ 日常の点検及び記録の内容は次のとおりとする。
 - (ア) 各種計測機器の点検、調整、指示値の確認
 - (イ) 各種クレーンバケットの点検
 - (ウ) 消石灰噴霧口の点検
- エ 保全整備の内容は次のとおりとする。
 - (ア) 運転計画書、機器取扱説明書及び操作説明書に基づく施設の保全整備
 - (イ) 各種コンベヤの張り調整及び軽微な故障への対応
 - (ウ) 薬剤、その他消耗品類の管理及び報告（発注依頼）
 - (エ) 甲が行う修繕工事等の立会
- オ 電気保安の内容は次のとおりとする。
 - (ア) 停電及び電気事故に対する対応
 - (イ) 電気年次点検における立会
- カ 薬剤及び消耗品類等の在庫の管理に関して、運転業務に支障がないよう甲との連絡を密に取ること。
- キ 異常時の適切な処置と甲への連絡
- ク 甲に提出する書類等は次のとおりとする。
 - (ア) 運転日報
 - (イ) 整備報告書
 - (ウ) 事故・故障報告書
 - (エ) 点検表

- ① 日常巡視点検表
- ② ごみクレーン点検表
- ③ 灰クレーン点検表
- (オ) 月例報告書
 - ① 運転月報
 - ② 運転業務作業予定表
 - ③ 運転業務作業実績表
- ケ 修繕台帳及び消耗品台帳の記入、処理、整理
- コ その他甲が指示する事項

6 焼却残渣及び破碎残渣の運搬の業務内容は次のとおりとする。

(1) 埋立物等運搬作業

乙が用意する運搬車両により、焼却灰主灰、破碎残渣等の埋立物を三戸地区不燃物埋立最終処分場へ運搬する。運搬にあたっては、天蓋等により飛散防止対策を行うこと。

(2) リサイクル用焼却灰主灰運搬作業

ア 乙が用意する運搬車両により、焼却灰主灰を八戸セメント株式会社へ運搬する。運搬にあたっては、天蓋等により飛散防止対策を行うこと。

イ 運搬数量は約300トンとする。

ウ 荷下ろしの際は、八戸セメント株式会社の指示に従うこと。

7 可燃粗大ごみの破碎及び運搬の業務内容は次のとおりとする。

(1) 可燃粗大ごみの破碎作業

甲が貸与する自走式破碎機、タイヤショベルにより、粗大ごみ一時保管施設で保管している可燃性粗大ごみを破碎し、破碎物は再度粗大ごみ一時保管施設で保管する。

(2) 破碎物運搬作業

甲が貸与するタイヤショベルと乙が用意する運搬車両により、粗大ごみ一時保管施設で保管している可燃性粗大ごみ破碎物を焼却施設ごみピットへ運搬する。運搬量については、焼却施設の運転状況で判断するものとし、運搬にあたっては、天蓋等により飛散防止対策を行うこと。

8 最終処分場の整地及び草刈りの業務内容は次のとおりとする。

(1) 最終処分場の整地作業

乙が用意する整地用重機により、最終処分場に搬入した埋立物を敷き均して覆土する。処分場の埋立計画を考慮し、甲と協議しながら作業すること。

(2) 最終処分場の草刈り作業

最終処分場内の草刈りをして環境整備に努めること。時期、回数は定めないが、見学者が訪れる施設でもあるので、常に良好な美観を保つこと。刈り払い機は、原則として乙が用意するものとするが、甲が所有する刈り払い機(2台)を借用することも可能とする。

9 除雪の業務内容は次のとおりとする。

(1) クリーンセンター敷地内の除雪

クリーンセンター敷地内の除雪作業は、甲が貸与するタイヤショベル及びホイールローダーを用いて行う。

除雪作業にあたっては、ごみの搬入に支障のきたすことのないよう除雪をおこなうこと。

(2) 最終処分場敷地内の除雪

最終処分場敷地内の除雪作業は、乙が用意した重機を用いて行うものとするが、状況によっては甲が貸与するタイヤショベルを用いて行うことができる。

10 本業務の目的達成及び施設の機能（性能）発揮のため、仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上必要と認められる業務については、記載の有無にかかわらず乙の責任において全て行うものとする。

11 施設の管理

- (1) 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の予防に努めること。
- (2) 施設の機器、備品、工具等の紛失及び無断侵入者がないように努めること。
- (3) 退所時には機械警備を開始し、玄関に施錠すること。
また、構内入口にロープを張ること。
- (4) 施設の巡視を行い、公害防止に努めること。
- (5) 照明の点灯は、節電に努め、点灯時間、消灯時間に注意して調節を行うこと。

12 運転等は次のとおり行うものとする。

- (1) 施設の運転等は、甲の指定する日を除き原則16時間とする。
- (2) 甲により施設又は設備の休止等の指示があった場合は、速やかにその体制をとること。
- (3) 両炉停止時においても運転管理が必要な設備もあり、適切な運転管理をすること。

13 連絡調整等

三戸地区クリーンセンターは老朽化が著しく、今後大規模な改修工事が行われる予定であり、定例的に保守点検業務を委託している設備もあるので、乙は、業務を安全かつ適正で効率的に履行するため、月1回以上の甲乙共同会議を開催すること。

炉内等清掃仕様

- 1 下記の実施箇所（1号炉・2号炉）を1日で終えるものとする。
- 2 ダイオキシンばく露防止対策レベル3以上の保護具を着用すること。
- 3 実施箇所に不具合、異常、故障等が無いか目視点検すること。
◆軽微な焼損箇所、脱落したレンガ・キャスター等の箇所は補修すること。（補修材料は、甲の負担）
- 4 エアーピック・スコップ・竹ホウキ・庭ホウキ・チリトリ・バケツ・バール・足場等は乙の負担とする。
- 5 専用ノズル・敷き板・工具・グリスガン・グリスニップル・パイプ棒・モップ・水きりスクレパーは甲が貸与する。
- 6 粉塵の飛散を防止するため、各点検口はシート等で養生すること。
- 7 知識を有する作業指揮者を選任して作業を指揮させること。

実施箇所		方法等	頻度
①	炉下シュート (乾燥段・燃焼段)	◆固着物・堆積物をエアーピック等で落とす。 ◇灰塊・金属類等はバケツ等に取り、シュート外に出して灰出コンベヤ内に捨てる。 ◇清掃後はグレーチング通路のエアーブロー、1階への階段(2ヶ所)の掃き掃除、地下室の床を掃き掃除して散水、水きりをする。	2ヶ月1回
②	炉内	◆クリンカやストーカ上の堆積物をスコップ・竹ホウキ等で後燃段に落とす。 ◇クリンカ・金属類は炉外に出して灰ピットに捨てる。 ◆焼損・脱落したファインブランケットを詰め直す。 ◆焼損した火格子・サイド火格子の交換。	月1回
③	ガス冷却室	◆足場組をして、内部のコンベヤ上に敷き板を敷き、ダスト・ダスト塊を除去する。 ◇全量バケツ等に取り、ガス冷却室外に出して灰ピットに捨てる。	6ヶ月1回
④	燃焼用AH下部	◆パイプ棒でAH管間のダストを払い落とす。	月1回
	ガス冷却室下部	◆内部のコンベヤ上に敷き板を敷き、ダスト・ダスト塊を落とす。 ◇全量バケツ等に取り、ガス冷却室外に出して灰ピットに捨てる。	
	No.1ガス冷下コンベヤ	◆コンベヤシュートのダスト・ダスト塊を除去する。 ◇全量バケツ等に取り、灰ピットに捨てる。	
⑤	給じん装置シュート	◆固着物・堆積物をエアーピック等で落とし、金網上のごみを除去して再設置する。※金網は清掃して再使用する。 ◇全量バケツ等に取り、シュート外に出してごみピットに捨てる。	月1回

実施箇所		方法等	頻度
⑥	上煙道	◆煉瓦積をはずして、煙道に堆積したダスト・ダスト塊をスコップ・ホウキで炉室側に落とす。 ◇煉瓦積を取り付ける。(隙間をファインブランケットで埋める。)	2ヶ月1回
⑦	燃焼用AH 6階～3階	◆内壁と配管に付着しているダストを専用ノズルでエアブローして吹き飛ばす。	月1回
⑧	減温用AH上部	◆内壁と配管内側に付着しているダストを専用ノズルでエアブローして吹き飛ばし、貫通させる。	月1回
⑨	減温用AH下部	◆内壁と配管内側に付着しているダストを専用ノズルでエアブローして吹き飛ばし、貫通させる。	月1回
	消石灰吹込みノズル	◆煙道内の消石灰配管の内側に付着した塊をバール等で除去し煙道に落とす。	
	バグフィルター 入口煙道	◆内壁に付着しているダストとダスト溜まりをエアブローして吹き飛ばす。	
⑤	1階床、2階への階段	◆1階床、2階への階段を掃き掃除し、モップで水拭きする。	月1回

バグフィルター、有害ガス除去装置の点検整備仕様

1 バグフィルター清掃及び点検整備

◆清掃

①ろ布の付着ダスト払い落とし

②ホッパ内堆積ダスト除去

(ダストは、ダスト搬送コンベヤ盤 (P-100) のNo.3、2、1を運転して、BF現場盤ロータリーバルブ運転で灰固形化設備へ移送される。)

◆点検整備 (※動作確認含む)

①本体

②天井マンホールパッキン

③ホッパ下部マンホールパッキン

※④逆洗装置、制御盤各端子・電磁弁・ホース・ダイヤフラム弁

⑤加温配管

※⑥加温入口ダンパー、コントロールモーター

※⑦加温出口ダンパー、コントロールモーター

※⑧保温ファン

※⑨加温ヒーター

※⑩ホッパ用ヒーター

※⑪スクリュコンベヤ

※⑫ロータリーバルブ

※⑬入口ダンパー・出口ダンパー、エアーシリンダー

※⑭バイパス入口・バイパス出口ダンパー、エアーシリンダー

⑮各圧力計

⑯制御板、各絶縁抵抗値測定

2 有害ガス除去装置、点検整備

◆点検整備 (※動作確認含む)

①消石灰サイロ本体

②消石灰サイロ本体のバグフィルターろ布

※③エアレーション装置

※④スライドゲート

※⑤ブロワー

※⑥攪拌装置

※⑦切り出し装置

⑧制御板、各絶縁抵抗値測定

煙突点検仕様

煙突の清掃及び点検（内筒及び外筒）

◆清掃

- ①内筒、内部の付着物の払い落とし
- ②内筒、内部の下部の堆積ダスト除去（灰ピットに廃棄）

◆点検

- ①内筒入口マンホール及び内筒部
- ②5 m毎、板厚及び膜厚測定
- ③避雷針
- ④外筒、タラップ、支持部、その他の設備

運転条件

- 1 年間焼却ごみ量 約10,000トン
- 2 ごみの種類 (1) 収集可燃ごみ
(2) 自己搬入可燃ごみ
(3) 粗大破碎ごみ (選別可燃ごみ)
- 3 ごみの組成
(1) 3成分

	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分 (%)	6.3	4.8	3.5
可燃分 (%)	2.8	4.2	5.5
灰分 (%)	9	1.0	1.0
低位発熱量(kj/kg)	4,521	7,958	11,302

(2) 可燃分中の元素組成 (基準ごみ、重量%)

元素名	炭素	水素	窒素	酸素	硫黄	塩素
重量 (%)	49.73	7.70	1.05	40.77	0.25	0.50

- 4 焼却条件
 - (1) 炉内温度 (燃烧室出口温度) 800℃以上 950℃以下
 - (2) 煙突出口一酸化炭素濃度 100ppm以下 (酸素12%換算値の1時間平均値)
50ppm以下 (酸素12%換算値の4時間平均値)
 - (3) バグフィルタ入口温度 200℃未満
 - (4) 焼却残渣熱灼減量 5%以下 (600℃ 3時間)

公害防止基準 (排出ガス基準)

- (1) ばいじん濃度 0.05 g/m³N以下 (酸素12%換算)
- (2) 塩化水素濃度 200ppm以下 (酸素12%換算)
- (3) 硫黄酸化物 100ppm以下 (酸素12%換算)
- (4) 窒素酸化物 200ppm以下 (酸素12%換算)
- (5) ダイオキシン類 3ng-TEQ/m³N以下 (酸素12%換算)

粗大ごみ処理施設運転管理業務内容書

1 業務内容

(1) 粗大ごみ処理施設の運転管理

2 運転管理する焼却施設名及び施設概要

(1) 施設名

三戸地区粗大ごみ処理施設

(2) 施設概要

処理能力：20 t / 5 h

処理方式：衝撃剪断回転式（堅型）

3 保全の職務

保全整備班長及び保全員（以下「保全整備担当者」という。）は、設備の各種点検を専門的立場で継続して行い、甲が行う整備計画書作成のための資料として整理すること。

- (1) 保全整備担当者は、甲が行う施設の修繕工事等には、工程及び内容を十分把握して、打合せ等に参加し、また、積極的に作業中の立会いを行い、完成後の試運転に立会うこと。
- (2) 保全整備担当者は、運転引継打合せ等に参加し、運転状況について把握するとともに、不具合事項についての調査、修繕等の対応を行うこと。
- (3) 保全整備担当者は、法定点検など、施設運営に必要不可欠な事項及び整備計画の実施に関する記録、整理をすること。
- (4) 保全整備担当者は、整備計画書に含まれない機器整備について、状況変化を見極め、整備の必要性の判断を行い、定期的な保全整備を実施すること。
- (5) 保全整備担当者は、突発的な故障が発生した場合は、部品交換及び軽易な修繕を実施すること。
- (6) 保全整備担当者は、休止期間における関連機器の保守は、休止作業計画書を作成し、甲の承諾を受け実施すること。

4 安全衛生

業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき従事者の安全と健康を確保するよう努めること。特に次の作業については、安全対策要領書等を作成し、十分な安全に留意すること。

- ア 酸素欠乏及び有ガス発生場所における作業
- イ 高所作業
- ウ 電気作業
- エ 粉塵等の発生場所における作業
- オ 回転機械の取扱い作業

5 施設の運転管理の業務内容は次のとおりとする。

(1) 施設の運転に関する作業

- ア 運転計画書、機器取扱説明書及び操作説明書に基づく各種設備の運転操作
- イ 各機器の運転周期に伴う切替え運転及び試運転
- ウ 機器停止期間中の点検整備、清掃及び各種保安装置等の運転試験

- (2) 業務に関する機器及び装置に共通する作業の内容は次のとおりとする。
- ア 機器、装置、操作盤及び装置廻り床、排水溝等の清掃
 - イ プラント設備全体の整理・整頓・清掃・清潔作業
 - ウ 日常の点検及び記録の内容は次のとおりとする。
 - (ア) 各種計測機器の点検、調整、指示値の確認
 - (イ) 各種クレーンバケットの点検
 - エ 保全整備の内容は次のとおりとする。
 - (ア) 運転計画書、機器取扱説明書及び操作説明書に基づく施設の保全整備
 - (イ) 各種コンベヤの張り調整及び軽微な故障への対応
 - (ウ) 甲が行う修繕工事等の立会
 - オ 電気保安の内容は次のとおりとする。
 - (ア) 停電及び電気事故に対する対応
 - (イ) 電気年次点検における立会
 - カ 消耗品類等の在庫の管理に関して、運転業務に支障がないよう甲との連絡を密に取ること。
 - キ 異常時の適切な処置と甲への連絡
 - ク 甲に提出する運転、保守点検等の書類等は次のとおりとする。
 - (ア) 運転日報
 - (イ) 整備報告書
 - (ウ) 事故・故障報告書
 - (エ) 点検表
 - ① 日常巡視点検表
 - ② クレーン点検表
 - (オ) 月例報告書
 - ① 運転月報
 - ② 運転業務作業予定表
 - ③ 運転業務作業実績表
 - ケ 修繕台帳及び消耗品台帳の記入、処理、整理
 - コ その他甲が指示する事項

6 施設の管理

- (1) 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の予防に努めること。
- (2) 施設の機器、備品、工具等の紛失及び無断侵入者がいないよう努めること。
- (3) 退所時には機械警備を開始し、玄関に施錠すること。また、構内入口にロープを張ること。
- (4) 施設の巡視を行い、公害防止に努めること。
- (5) 照明の点灯は、節電に努め、点灯時間、消灯時間に注意して調節を行うこと。

7 運転等は次のとおり行うものとする。

- (1) 施設の運転等は、粗大ごみ処理施設搬入量に応じて、運転するものとする。
- (2) 甲により施設又は設備の休止等の指示があった場合は、速やかにその体制をとること。

三戸地区不燃物埋立最終処分場運転管理業務内容書

1 業務内容

- (1) 浸出水処理設備の運転管理
- (2) 処分場の整地作業

乙が用意する整地用重機により、最終処分場に搬入した埋立物を敷き均して覆土する。処分場の埋立計画を考慮し、甲と協議しながら作業すること。

- (3) 最終処分場の除雪作業

最終処分場敷地内の除雪作業は、乙が用意した重機を用いて行うものとするが、状況によっては甲が貸与するタイヤショベルを用いて行うことができる。

2 運転管理する施設概要

- (1) 施設名

三戸地区不燃物埋立最終処分場

- (2) 浸出水処理設備概要

処理水量：最大 140 m³/日

原水水質：pH=5.0~9.0 BOD=100 mg/ℓ COD=100 mg/ℓ SS=50 mg/ℓ

処理水水質：pH=pH=6.5~8.5 BOD=30 mg/ℓ COD=30 mg/ℓ SS=30 mg/ℓ

処理方式：前処理+回転円板生物処理+凝集沈殿処理+砂ろ過処理+活性炭吸着処理
+滅菌処理

水槽構造：RC製地下水槽

上屋設備：鉄骨造平屋建（床面積：155.7 m²）

- (3) 埋立地設備

埋立地面積：1.34ha

埋立構造：準好気性衛生埋立

埋立工法：サンドイッチ工法

3 浸出水処理設備の運転管理の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設の運転に関する作業

ア 運転計画書、機器取扱説明書及び操作説明書に基づく各種設備の運転操作

イ 各機器の運転周期に伴う切替え運転及び試運転

- (2) 業務に関する機器及び装置に共通する作業の内容は次のとおりとする。

ア 機器、装置、操作盤及び装置廻り床、各水槽（甲が指定したものを除く。）、排水溝等の清掃

イ プラント設備全体の整理・整頓・清掃・清潔作業

ウ 日常の点検及び記録の内容は次のとおりとする。

(ア) 各種計測機器の点検、調整、指示値の確認

エ 保全整備の内容は次のとおりとする。

(ア) 運転計画書、機器取扱説明書及び操作説明書に基づく施設の保全整備

(イ) 薬剤、その他消耗品類の管理及び報告（発注依頼）

(ウ) 甲が行う修繕工事等の立会

オ 電気保安の内容は次のとおりとする。

(ア) 停電及び電気事故に対する対応

カ 薬剤及び消耗品類等の在庫の管理に関して、運転業務に支障がないよう甲との連絡

を密に取ること。

キ 異常時の適切な処置と甲への連絡

ク 甲に提出する運転、保守点検等の書類等は次のとおりとする。

(ア) 運転日報

(イ) 整備報告書

(ウ) 事故・故障報告書

(エ) 点検表

(オ) 月例報告書

① 運転月報

② 運転業務作業予定表

③ 運転業務作業実績表

ケ 修繕台帳及び消耗品台帳の記入、処理、整理

コ その他甲が指示する事項

4 施設の管理

(1) 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の予防に努めること。

(2) 施設の機器、備品、工具等の紛失及び無断侵入者がいないよう努めること。

(3) 退所時には施錠すること。また、構内入口門扉を施錠すること。

(4) 照明の点灯は、節電に努め、点灯時間、消灯時間に注意して調節を行うこと。